

3 特殊健康診断

1 概要

特殊健康診断は、特定の有害業務に従事する労働者を対象に、労働安全衛生法及びじん肺法に基づき実施が義務づけられている検査項目を基本としている。

1] 目的

有害作業因子による健康被害（職業病）の早期発見と対処

2] 健診内容

労働安全衛生法及びじん肺法に基づく検査項目を基本に実施

3] 判定方法

判定区分は「所見あり」「所見なし」の2区分とした。

「所見あり」には既往歴あり、自他覚症状あり、検査所見が含まれる。

最終判定は、事業場の産業医等が作業環境等を含めて総合的に判断する。

2 実施状況

	受診団体数	受診者数	判定区分		
			所見なし	所見あり	
法定項目	じん肺	46	770	658	112
	有機溶剤	91	3,578	3,415	163
	鉛	17	561	550	11
	石綿	14	110	77	33
	電離放射線	26	2,112	1,476	636
	特定化学物質	84	4,995	4,198	797
行政指導項目	情報機器作業	23	691	247	444
	騒音	36	1,490	1,001	489
	有害光線	14	822	695	127
	引き金取扱従事者	10	155	20	135
	レーザー光線	5	109	96	13
	振動	10	156	12	144
総	数		15,549	12,445	3,104